

## 運賃分科会の設置について(案)

令和5年10月1日の「改正道路運送法（以下「法」という）」の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業（バスや乗合タクシー等）の運賃の協議方法が変わりました。

今後は、「運賃分科会」を設置し、関係者でバスや乗合タクシー等の運賃を協議していきます。

### 法改正前（～R5.9.30）

バスや乗合タクシー等の運賃を **赤穂市地域公共交通活性化協議会** で協議



### 法改正後（R5.10.1～）

#### 【法第9条第4項】

- 赤穂市地域公共交通活性化協議会設置要綱第11条の規定により、運賃を協議する「**運賃分科会**」を設置し、**構成員を以下の4者に限定**（独占禁止法に抵触しないようにするため）
  - 赤穂市の職員
  - 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
  - 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
  - 関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者

#### 【法第9条第5項】

- 運賃の協議をするときは、**あらかじめ住民・利用者・利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることを義務化**

### 道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。
- 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
  - 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
  - 当該路線等を管轄する地方運輸局長
  - 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- 5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

### 赤穂市地域公共交通活性化協議会設置要綱（抜粋）

（分科会）

第11条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、個別事案の検討等を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。